

認定センターが実施する契約審査の手数料について（補足説明）

2021年1月28日

NITE 認定センター（IAJapan）

1. はじめに

NITE 認定センターは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として遠隔審査を導入しましたが、請求する手数料について、お問い合わせをいただいております。

そのため、NITE 認定センターの「認定業務に係る手数料規程」（以下「手数料規程」という。）で定める手数料^{*}の計算方法について、補足説明をいたします。

^{*} NITE 認定センターが設定している手数料が対象であり、計量法などで定める法定手数料は除きます。

2. 手数料規程の見直しのタイミング

NITE 認定センターは、毎年秋頃に過去の実績に基づいて手数料規程を見直し、翌年4月1日から新料金を適用しています。

なお、見直し後の手数料規程は、NITE 認定センターの Web サイトで公表しています。

3. 手数料規程の手数料の計算方法

手数料規程で定める手数料は、審査に係る直接的な経費として「基本料」、「審査員人件費相当額」、「審査旅費等相当額」の3つを「直接費」として計上しています。また、これらの直接費以外に、認定機関として運営していくための諸経費として「間接費」を一定割合加算しています。

なお、手数料は、認定サービスの受益者である全事業者の皆様に平均的にご負担いただくように設定しております。

各経費の基本的な考え方は、以下のとおりです。

基本料

以下の **審査員人件費相当額** と **審査旅費等相当額** を除く、認定審査に直接的に関係する費用（各種事務手続きに係る費用、委員会開催費用、など）を計上した費用です。

なお、審査に要する期間は案件毎に大きく異なるため、標準的な審査に要する費用を採用しています。

審査員人件費相当額

書類審査、現地審査、遠隔審査に係る費用で、人件費単価に審査チームに編成された審査員の人数と審査日数を乗じて算出します。

なお、人件費単価は、平均的な審査員に適用される単価を採用しています。

審査旅費等相当額

現地審査、遠隔審査に係る費用で、基本となる単価に審査チームに編成された審査員の人数を乗じて算出しています。

なお、基本となる単価は、過去の現地審査、遠隔審査の審査実績を基に、審査員1名あたりに要した審査旅費等相当額（旅費、宿泊費以外にも通信費等の経費を含む）の過去4年分（認定周期）の平均単価を採用しています。

間接費

上記の審査に係る直接費に対して、一定割合で発生する一般管理費などの費用になります（直接費の15%に設定）。

以上、審査の手数料について、補足説明いたします。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。